

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

原 議 永 年 保 存					
共	00	00	10	31	5年

宮本交企第861号
平成30年7月11日
宮城県警察本部長

地域交通安全活動推進委員活動及び地域交通安全活動推進委員協議会運営要綱
の制定について（通達）

この度、別添のとおり、地域交通安全活動推進委員活動及び地域交通安全活動推進
委員協議会運営要綱を制定したので、運用上遺漏のないようにされたい。

別添

地域交通安全活動推進委員活動及び地域交通安全活動推進委員協議会運営要綱

第1 趣旨

この要綱は、地域交通安全活動推進委員（以下「推進委員」という。）の活動及び地域交通安全活動推進委員協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 準拠

推進委員の活動及び協議会の運営に関しては、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の29及び第108条の30の規定、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号。以下「規則」という。）及び宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第7号。以下「県規則」という。）第51条から52条の3までの規定によるほか、この要綱によるものとする。

第3 推進委員

1 委嘱

(1) 警察署長の推薦

警察署長は、規則第1条第1項の規定により、推進委員を推薦する場合には、県規則第52条に規定する活動区域（以下「活動区域」という。）に居住し、又は勤務する等活動区域の交通の状況に精通していると認められる者について、法第108条の29第1項各号に規定する委嘱の要件を満たしているか否かを判断した上、地域交通安全活動推進委員推薦報告書（別記様式第1号）により推薦するものとする。

(2) 委嘱の要件の判断基準

法第108条の29第1項各号に規定する委嘱の要件を満たすか否かの判断は、次に定めるところにより行うこと。

ア 法第108条の29第1項第1号の「人格及び行動について、社会的信望を有すること」とは、人格識見共に優れ、行動においても活動区域の住民に信頼があることをいう。

なお、活動区域に他の交通に関するボランティア活動を行う者がいる場合には、その者と十分に連携を取りながら、効果的な活動を行うことができる者を選定することが望ましい。

イ 法第108条の29第1項第2号の「職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること」とは、交通の安全と円滑に資するための活動について、熱意と旺盛な使命感を持つとともに、自主的かつ自発的な活動を可能にするだけの時間的な余裕を有することをいう。

ウ 法第108条の29第1項第3号の「生活が安定していること」とは、経済的、社会的及び家庭的に見て、生活基盤が安定していることをいう。

エ 法第108条の29第1項第4号の「健康で活動力を有すること」とは、心身ともに健康であり、推進委員としての活動を行うことによって、精神的

及び肉体的に支障を生じるおそれがないことをいう。

なお、この要件を満たす限りにおいては、年齢による制限はないが、特に75歳以上の者については、活動力等の面から十分に適格性を判断する必要がある。

2 活動区域外の活動に関する届出に関する指導

(1) 推進委員の届出

警察署長は、推進委員が交通の安全と円滑に資するための活動を行う場合において、活動区域外で活動を行うときは、口頭又は文書により、その所属する協議会を通じ、あらかじめ当該推進委員の活動区域を管轄する警察署長に届出をするよう指導すること。

(2) 協議会の届出

警察署長は、協議会が他の協議会からその所属する推進委員の派遣の要請を受けた場合には、推進委員の同意を得て、派遣の期間及び活動する地域を定めて当該推進委員を派遣するよう指導すること。

3 活動内容及び方法に関する指導

警察署長は、法第108条の29第2項第1号から第4号まで及び規則第4条各号に規定する推進委員の活動の内容について、推進委員に対し次のとおり指導すること。

(1) 活動の内容

ア 法第108条の29第2項第1号の適正な交通の方法及び交通事故防止について住民の理解を深めるための住民に対する交通安全教育

(ア) 老人クラブの定例会等において、活動区域の高齢者に対し、当該活動区域の交通事故の多発箇所等を示し、当該多発箇所等を安全に通行する方法を理解させる交通安全教育を実施すること。

(イ) 町内会等において、活動区域内の子供の保護者に対し、子供と一緒に道路を通行する際に注意すべき事項等保護者として果たすべき事項を理解させるための交通安全教育を実施すること。

(ウ) 警察、宮城県交通安全協会等が実施する交通安全教育において、ヒヤリハット地図の作成や地域において道路を安全に通行するために留意すべき事項等の指導を実施すること。

(エ) 警察、宮城県交通安全活動推進センター（以下「安全センター」という。）等から講師を招き、これらの講師とともに活動区域内の住民に対して交通安全教育を実施すること。

(オ) 前記(ア)から(エ)までの推進委員の行う交通安全教育においては、歩行者や運転者が道路を安全に通行するために必要な事項を網羅的に教育する必要はなく、地域の実情に応じて、住民が道路を安全に通行するために知っておく必要のある事項を取り上げて実施すれば足りる。

また、推進委員が交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）に従った教育を実施することができるようにするため、規則第8条第1項の講習（以下「講習」という。）において交通安全教育指針や交

通の方法に関する教則（昭和53年国家公安委員会告示第3号）の内容を指導するとともに、活動区域における交通事故の発生状況等に関する情報の提供、交通安全教育に必要な資機材の貸与、警察官の派遣等を行い、交通安全教育が効果的かつ適切に実施されるよう協力すること。

イ 法第108条の29第2項第2号の高齢者、障害者その他その通行に支障のある者の通行の安全を確保するための方法について住民の理解を深めるための運動の推進

- (ア) 高齢者や障害者が、歩行者として、又は自転車、電動車椅子等の利用者として道路を通行している場合に、周囲の者が進路を譲る等の配慮について啓発活動を行うこと。
- (イ) 高齢運転者標識、障害者標識又は聴覚障害者標識を表示する自動車に対する保護や配慮について啓発活動を行うこと。
- (ウ) 高齢運転者等専用駐車区間制度の周知を図るとともに、他の運転者が車両を駐車しないようにするための啓発活動を行うこと。
- (エ) 推進委員による高齢者や障害者の通行の安全を確保するための啓発活動が効果的に行われるよう、講習において反射材、LED安全ライト等（以下「反射材等」という。）の活用、電動車椅子の安全対策等について指導すること。

ウ 法第108条の29第2項第3号の道路における適正な車両の駐車及び道路の使用の方法について住民の理解を深めるための運動の推進

- (ア) 違法駐車の実態調査や追放キャンペーンを行うなど、違法駐車に関する住民運動の活性化を図ること。
- (イ) 通学路の途中にある違法駐車車両によって、子供の歩行に危険があることなど、地域の具体的な交通の状況を踏まえて、駐車対策の必要性について理解を深めるための広報啓発を行うこと。
- (ウ) 駐車場案内パンフレットを活用して、適正な車両の駐車に資するための情報を提供すること。
- (エ) 地域住民の駐車問題への関心を高めるものとなるよう指導すること。

エ 法第108条の29第2項第4号の自転車の適正な通行の方法について住民の理解を深めるための運動の推進

- (ア) 自転車の通行ルール、自転車の安全な通行等に関する資料を配布し、自転車の利用者に対して周知を図ること。
- (イ) 自転車の利用者に対する通行ルールの遵守の徹底を図るための街頭における指導啓発を実施すること。
- (ウ) 推進委員による自転車の適正な通行についての啓発活動が効果的に行われるよう、講習において自転車の通行方法について指導すること。

オ 規則第4条第1号の地域における交通の安全と円滑に資する事項について広報及び啓発を行う活動

- (ア) 交通事故防止、飲酒運転の根絶や暴走族の追放を目的とするキャンペーンを行い、住民運動の推進を図ること。

- (イ) 地域の具体的な交通事故の状況を踏まえて、交通安全対策の必要性や反
射材等の活用について理解を深めるための広報啓発をすること。
- (ウ) 商店街や観光地における各種交通安全に資するための情報を提供するこ
と。
- (エ) 形式的な活動に流れることなく、地域の交通状況に応じた事項を取り上
げて、広報啓発活動を行うよう指導すること。

カ 規則第4条第2号の地域において活動する団体又は個人に対し、地域にお
ける交通の安全と円滑に資するための協力を要請する活動

- (ア) 自治会の活動テーマとして地域の交通問題等を取り上げ、自主的な対策
を講じることを働き掛けること。
- (イ) 各種行事の主催者に対し、臨時駐車場の設置、案内板の設置、自動車の
利用の自粛推進等の自主的な交通対策を講ずるよう働き掛けること。
- (ウ) 交通渋滞や交通の危険を生じさせるおそれのある施設、工事現場等の関
係者に対して、自主的な交通安全対策を行うよう働き掛けること。
- (エ) 貨物搬入は混雑時間帯を避けること、店頭駐車場案内板を設けること
など、企業、商店等が自主的な交通安全対策を講ずることを働き掛けるよう
指導すること。

キ 規則第4条第3号の地域における交通の安全と円滑に関する事項について、
住民からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行う活動

- (ア) 地域における交通規制、信号機の設置等に関して住民の相談に応じるこ
と。
- (イ) 迷惑駐車等の問題に対して、電話、応接等を通じて相談に応じること。
- (ウ) 交通問題の解決に関するパンフレット等を相談者に交付したり、相談者
の希望に応じて警察と連絡を取ること。
- (エ) 活動区域における交通の安全と円滑に関係する場合には、活動区域外の
住民からの相談にも応じて差し支えないことを指導すること。また、相談
に係る事項が活動区域外の協議会に関するものであるような場合には、推
進委員はその所属する協議会を通じて、当該活動区域外の協議会と連絡を
図りながら処理するよう指導すること。

ク 規則第4条第4号の地域における交通の安全と円滑に資するための活動に
協力し、又はその活動を援助する活動

- (ア) 地域の交通安全運動等に協力すること。
- (イ) 商店会、自治会等の自主的な交通対策に協力すること。
- (ウ) 他の活動主体の活動を支援することにより、地域全体における交通の安
全と円滑に資する活動を高めようとするものであることを指導すること。

ケ 規則第4条第5号の前各号又は法第108条の29第2項第1号から第4
号までに掲げる活動を行うため必要な範囲において、地域における交通の状
況について実地に調査する活動

- (ア) 地域における交通問題の解決に資するため、必要な実態調査をすること。
- (イ) 地域の実情に応じた交通安全教育や広報啓発活動をするため、地域の交

通上の問題点について調査する。

- (ウ) 調査活動をするための強制にわたるような権限は与えられていないので、他人の敷地に立ち入るような場合には、その承諾が必要となることを指導すること。

(2) 活動の方法

ア 活動の体制

規則第4条第2号に規定する活動のうち、違法行為を防止するため必要な措置を講ずることを要請する場合には、警察官と共同して行うよう指導すること。

イ 活動の分担

推進委員は、活動区域において活動を行うことができるが、一人の推進委員が前記(1)に掲げる全ての活動を網羅的に行う必要はなく、活動の効果が活動区域全体に及ぶよう、各推進委員の活動時間、活動回数、担当地区、担当事項等を調整するように指導すること。

ウ 活動の範囲

法第108条の29第2項に規定する推進委員の活動は、地域における交通の安全と円滑に資するための活動に限られるものであり、それ以外は含まれない。例えば、道路に関する工事においても、交通の安全と円滑に資するために必要な事項に関する要請等を行うことができるが、道路使用許可証又は運転免許証の提示要求、道路の占用物件の保全に必要な事項等交通の安全と円滑とは関係のない事項に関し指示、注意等を行うことはできないことを指導すること。

4 活動上の注意等に関する指導

警察署長は、規則第5条第1項及び第2項に規定する推進委員の活動上の注意等について、推進委員に対し次のとおり指導するものとし、推進委員がこれに違反したと認められるときは、個別に注意するなどの必要な措置をとること。

- (1) 推進委員の活動に批判的な意見についても活動の在り方を省みるなど、適切な対応をとること。
- (2) 住民の要望と意見に対しては偏見を排し、真摯に耳を傾けるよう努めること。
- (3) 推進委員の活動は、相手方の理解と協力のもとに実施すること。
- (4) 推進委員の活動の過程で知り得た他人の秘密をみだりに漏らさないこと。
- (5) 特別職の地方公務員たる推進委員には、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第36条に規定する政治的行為の制限の適用はないが、規則第5条第2項の規定を遵守し、いやしくも推進委員としての活動が選挙運動に利用されることがないようにすること。
- (6) 推進委員の活動に当たっては、地域住民等から政党又は政治目的にその地位を利用していると誤解を受けるような言動・行動を慎むこと。

5 標章等

推進委員は、その活動を行うに当たっては、記章、腕章、帽子、旗等に規則第7条に規定する標章を表示したものを着用するものとし、推進委員がその身分を失

った場合には、速やかに当該物件及び規則第6条に規定する身分証明書を返納させること。

6 講習

警察署長は、推進委員が委嘱されたときは、当該推進委員に対し、次のとおり講習を実施すること。

(1) 講習の目的

推進委員が適正かつ効果的にその活動を行うことができるようにするため、推進委員に対し、基本的な事項を理解させることを目的とする。

(2) 講習の方法

講習は、講習用に作成された教本を用いるほか、視聴覚教材等効果的な教材を用いて行うものとする。

(3) 講師

講習の講師は、講習事項について十分な知識及び経験を有する者をもって充てるものとする。

(4) 講習の内容等

講習項目、講習内容及び講習時間は別表に定める講習実施要領により実施するものとするが、各地区の実情並びに委嘱する推進委員の知識及び経験に応じて、必要な事項を追加し、又は不要と認められる事項を省略することができる。

(5) 講習の実施時期

講習は、原則として、推進委員として委嘱した時から、おおむね3か月以内に行うものとする。

7 解嘱等

(1) 解嘱等の上申

警察署長は、推進委員が法第108条の29第5項各号のいずれかに該当すると認められるとき、又は推進委員から辞職の申し出があったときは、地域交通安全活動推進委員解嘱・辞職上申書（別記様式第2号）により宮城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に上申するものとする。

(2) 弁明の機会の付与

規則第10条の規定により、弁明の機会を与えるときは、弁明の機会の付与、解嘱の理由、弁明の日時及び場所を記載した弁明の機会付与の通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

(3) 弁明の録取

弁明を録取するときは、弁明調書（別記様式第4号）を作成するものとする。この場合において、弁明を録取する者は、解嘱の理由を当該推進委員に説明しなければならない。

(4) 辞職の承認

推進委員が任期中に自ら辞職を申し出たなどの場合に、辞職を承認するときには、辞職承認通知書（別記様式第5号）を交付するものとする。

8 活動報告

推進委員の活動報告は次のとおりとする。

- (1) 警察署長は、推進委員の活動を把握するため、推進委員に対し地域交通安全活動推進委員活動報告書（別記様式第6号）により報告を求めることができる。
- (2) 警察署長は、推進委員の月ごとの活動状況を地域交通安全活動推進委員活動状況報告書（別記様式第7号）により翌月10日まで報告するものとする。

9 謝金

推進委員に対しては、謝金を支給するものとする。

第4 協議会

1 幹事等

(1) 幹事

幹事の人数は、県規則第52条の2の規定により協議会を構成する推進委員の3分の1を超えない範囲内で各協議会において定めること。

なお、幹事のうち、あらかじめ会長が定める順位の最上位の者を便宜上、副会長等と呼称することとしても差し支えない。

(2) 職務

会長及び幹事の職務は、規則第11条第2項及び第3項に規定する事項であるが、幹事が複数いる場合には、地域的又は事物的に各幹事が担当する事務を明確にし、実質的に会長を補佐することができるように指導すること。

(3) 解任

会長及び幹事とその職を辞する場合のほか、互選により、これを解任することができる。

なお、具体的な手続は、各協議会が定めるものとする。

(4) 任期

補欠等により選任された会長及び幹事の任期については、前任者の残任期間とする。

(5) 顧問等

会長及び幹事以外に、協議会が別に定めるところにより、関係行政機関の長、関係団体の長等を顧問、相談役等の名称で委嘱することとしても差し支えない。ただし、顧問、相談役等により、実質的に協議会の運営に支障が生ずることがないようにするため、その所掌事務等を定めるに当たっては、あらかじめ、法第108条の30第1項の公安委員会が定める区域を管轄する警察署長（以下「所轄警察署長」という。）を通じて協議させることとし、人選に当たっては、事前に所轄警察署長の意見を聴くよう指導すること。

2 事業

法第108条の30第2項及び規則第12条に規定する協議会の事業の運営については、次の事項について指導すること。

- (1) 活動方針を定めるに当たっては、地域の実情を十分に踏まえるとともに、所轄警察署長と緊密な連絡を取ること。
- (2) 協議会が各推進委員の担当地区等を調整又は設定する場合には、交番及び駐在所の管轄区域の範囲その他地域における諸事情を勘案すること。
- (3) 収集した資料及び情報については、適切な方法で推進委員に伝達し、活用す

- ること。
- (4) 推進委員がどのような活動を行い、どのような成果を挙げているのかを広報宣伝し、推進委員の活動についての地域住民の理解を深め、その協力等が得られやすくすること。
 - (5) 備品等については、管理台帳を作成し、管理に問題がないように配慮すること。
 - (6) 協議会の開催については、活動区域内における行事予定等を考慮し、月1回程度開催すること。

3 意見の申出

(1) 内容

協議会が法第108条の30第3項の規定により公安委員会又は所轄警察署長に申し出ることができる推進委員の活動に関し必要と認める意見は、次に掲げるものとする。

なお、協議会が所轄警察署長に申し出る意見は、公安委員会の所掌に係る事務の範囲内に限られる。ただし、関係行政機関に交通の安全と円滑を図るため必要な措置を講ずるよう申し入れることは警察の所掌事務の範囲内である。

ア 推進委員に対する講習、研修の内容、使用する資機材その他推進委員が適正かつ効果的にその活動を行うに当たって必要と認められる事項

イ 推進委員がその活動を通じて把握した地域における交通の安全と円滑を確保する上で必要と認められる事項

(2) 意見の申出先

ア 所轄警察署長の所掌事務に関する意見にあつては所轄警察署長宛てに、これ以外の意見にあつては公安委員会宛てに提出するよう指導すること。

イ 所轄警察署長が複数ある場合には、意見の内容に応じ、当該意見に関係のある各所轄警察署長宛てに意見を申し出るよう指導すること。

(3) 方法

ア 公安委員会又は所轄警察署長に対する意見の申出は、地域交通安全に関する意見申出書（別記様式第8号）により行うこと。

イ 公安委員会に対する意見の申出を受理した所轄警察署長は、当該協議会の意見に対する対応状況及び措置結果を地域交通安全活動推進委員協議会意見申出受理報告書（別記様式第9号）に記入し公安委員会に送付すること。

ウ 所轄警察署長の管轄区域以外の区域を管轄する警察署長に係る意見の申出がある場合には、経由を受けた所轄警察署長又は交通部交通企画課長において、当該意見に係る警察署長に意見を求める手続をとること。

(4) 意見に対する措置

協議会が申し出た意見のうち、理由のあるものについては、交通警察の運営上、十分に参考とするよう努めるものとする。

また、協議会が申し出た意見に対して講じた措置については、支障のない範囲内で、これを協議会に連絡するよう努めること。

4 報告又は資料の提出

規則第14条の規定による報告又は資料の提出の要求は、急を要する場合を除き、地域交通安全活動推進委員協議会に対する報告及び資料提出上申書（別記様式第10号）により所轄警察署長が公安委員会に上申し、地域交通安全活動推進委員協議会に対する報告及び資料提出要求書（別記様式第11号）により当該協議会に行うものとする。

5 勧告

規則第15条の規定による改善の勧告は、地域交通安全活動推進委員協議会に対する勧告上申書（別記様式第12号）により所轄警察署長が公安委員会に上申し、地域交通安全活動推進委員協議会に対する勧告書（別記様式第13号）により行うものとする。

6 その他

(1) 地区交通安全協会との関係

協議会の運営に当たっては、地区交通安全協会との関係に十分配慮すること。

(2) 協議会の内規

協議会の定める内規のうち、推進委員の担当する地区、役員の選任及び解任に関する事項、相談役等の委嘱及び解嘱に関する事項、公安委員会又は所轄警察署長に対して申し出る意見の決定に関する事項その他重要と認められる事項については、所轄警察署長と事前協議をさせるなど、必要な指導を行うこと。

(3) 事務所等

警察署長は、協議会の事務所、協議会の会議の開催等について可能な限り便宜を図るよう努めること。

第5 宮城県地域交通安全活動推進委員協議会

1 宮城県地域交通安全活動推進委員協議会

安全センターに、各地区の協議会の連合組織として、宮城県地域交通安全活動推進委員協議会（以下「県協議会」という。）を附置する。

2 県協議会の組織

県協議会は、各協議会の会長をもって組織し、県協議会の役員の構成は、規則第11条を準用する。

3 県協議会の業務

県協議会は安全センターの指導の下に、各協議会の連絡調整を主たる業務とする。

別表

講習実施要領

講習項目	講習内容	講習時間
1 道路交通の現状に関する知識	<p>(1) 全国の交通死亡事故発生状況など交通情勢の概要について説明し、交通の安全と円滑を図る上での課題を理解させる。</p> <p>(2) 県内及び管内における交通死亡事故発生状況など交通情勢について説明し、交通の安全と円滑を図る上での課題を理解させる。</p>	1 時間程度
2 道路交通関係法令の基礎的な知識	<p>交通の方法に関する教則に規定する事項を中心に、道路交通関係法令に規定する交通の安全と円滑に係る事項のうち、推進委員としての活動を行う上で必要と認められるものについて説明し、理解させる。</p>	1 時間程度
3 推進委員としての心構え	<p>(1) 推進委員制度の趣旨について説明し、交通の安全と円滑の確保を図る上で推進委員が果たすべき役割について理解させる。</p> <p>(2) 法及び規則を中心に、推進委員の身分、活動区域、遵守すべき事項等を十分に理解させる。</p> <p>(3) 協議会及び交通安全活動推進センターとの関係について説明し、理解させる。</p>	1 時間程度
4 活動要領	<p>(1) 法第108条の29第2項第1号から第4号まで及び規則第4条各号に規定する推進委員の活動内容について十分に説明し、理解させる。</p> <p>(2) 各活動に関する公安委員会の指導方針について周知徹底を図る。</p>	1 時間程度
5 交通安全教育の実施要領	<p>地域における住民に対する交通安全教育の重要性について説明し、年齢若しくは通行の態様又は業務の態様に応じ、段階的かつ体系的に技能及び知識を習得させるため、交通安全教育指針の内容を十分に理解させる。</p>	1 時間程度

地域交通安全活動推進委員推薦報告書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

警察署長 印


被推薦者	本 籍			
	住 所	電話 ()		
	ふりがな 氏 名		男 女	年 月 日生 (歳)
	職 業		勤務先	
経 歴 等	家族の状況			
	経 歴			
	推進委員歴	○推進委員活動年数： 年 か月 (初回委嘱年月： 年 月) ○県協議会役員： 年 か月 ○地区協議会会長在職年数： 年 か月		
	ボランティア活動歴			
	表 彰 歴			
	健康状態			
	運転免許関係	免許種別	交付公安委員会	免 許 番 号
交 通 違 反 歴		交 通 事 故 歴		
推薦理由	1 警察署長の推薦理由 2 関係機関等からの推薦及び意見			

別記様式第2号

地域交通安全活動推進委員解嘱・辞職上申書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

警察署長 

被（解嘱 ・辞職） 上申者	本 籍			
	住 所	電話 ()		
	ふりがな 氏 名	男 女	年 月 日生 (歳)	
	委嘱状況	所属協議会 委嘱番号 第	地区協議会 号	
解嘱に該当すると認められる事項 又は辞職理由				
備 考				

弁明の機会付与の通知書

年 月 日

住 所

殿

宮城県公安委員会 印

道路交通法第108条の29第5項の規定により、地域交通安全活動推進委員を解嘱する予定であるので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則第10条の規定に基づき、次のとおり通知します。

解嘱の理由	
弁明を聴く 日時・場所	

注 上記の日時場所に出頭しない場合には、貴方の弁明を聴かないで解嘱することがあります。

やむを得ない理由により出頭ができないときは、 月 日まで、
宮城県警察本部交通部交通企画課（担当 電話 ）
に連絡してください。

弁 明 調 書

住所

氏名

年 月 日生

上記の者は、年 月 日
において、本職に対し下記のとおり地域交通安全活動推進委員及
び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則第10条の規定
による弁明をした。

記

氏名

印

上記のとおり録取して読み聞かせたところ、誤りのないことを
申し立て、署名押印した。

年 月 日

所属

官職

氏名

印

辞職承認通知書

殿

あなたに委嘱した地域交通安全活動推進委員
の職について、辞職の申出がありました。が、
年 月 日付けでこれを承認したので
通知します。

年 月 日

宮城県公安委員会 印

別記様式第6号

地域交通安全活動推進委員活動報告書（ 月分）

年 月 日

警察署長 殿

_____地区地域交通安全活動推進委員協議会

氏 名 _____

日 時	活動区分	活 動 内 容	備考

注1 活動区分は、交通安全教育にあつては1と、高齢者等の安全確保にあつては2と、駐車・道路使用にあつては3と、自転車の適正通行にあつては4と、広報啓発にあつては5と、協力要請にあつては6と、相談活動にあつては7と、協力援助にあつては8と、実地調査にあつては9と、その他にあつては10と記載してください。また、交通安全教育については、受講者数も備考欄に記載してください。

2 複数委員の活動については、代表者が記載してください。

地域交通安全に関する意見申出書

年 月 日

殿

地区地域交通安全活動推進委員協議会

会長



道路交通法第108条の30第3項の規定に基づき、地域交通安全活動推進委員の活動に関して、下記のとおり意見の申出をします。

記

1 意見等の内容

2 理由

3 参考資料
(別添のとおり。)

注 参考資料は、該当がある場合のみ添付すること。

別記様式第9号

地域交通安全活動推進委員協議会意見申出受理報告書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

警察署長 印

受理年月日	年 月 日
申 出 者	地区地域交通安全活動推進委員協議会 会長
申 出 内 容	別添「地域交通安全に関する意見申出書」のとおり。
対 応 状 況 及び措置結果	

別記様式第10号

地域交通安全活動推進委員協議会に対する報告及び資料提出上申書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

警察署長 印

被上申協議会	地区地域交通安全活動推進委員協議会 会長
報告事項及び 提出資料	
報告及び資料 提出を求めよ うとする事由	

地域交通安全活動推進委員協議会に対する報告及び資料提出要求書

年 月 日

殿

宮 城 県 公 安 委 員 会 印

地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則第 1 4 条の規定に基づき、下記のとおり資料の提出を求めます。

記

1 報告を求める事項

2 提出を求める資料

3 期限

年 月 日まで

別記様式第12号

地域交通安全活動推進委員協議会に対する勧告上申書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

警察署長 印

被上申協議会	地区地域交通安全活動推進委員協議会 会長
勧告事項	
勧告を求めようとする事由	

地域交通安全活動推進委員協議会に対する勧告書

年 月 日

地区地域交通安全活動推進委員協議会
会長 殿

宮城県公安委員会 印

地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則第15条の規定に基づき、下記のとおり勧告します。

記

1 勧告事項

2 理由

3 改善の実施期限

年 月 日まで

